

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月17日開催 主要行等]

### 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴い、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度ご確認いただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

### 2. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

### 3. 金融機関におけるM&A支援の促進等について

- 2024年8月30日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について』を公表し、併せて、各金融機関へ「金融機関におけるM&A支援の促進等について」要請文を発出した。
- 本改正では、金融庁として、
  - ・ 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢となり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること
  - ・ M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること
  - ・ 新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約や、令和5年3月以前に締結した根保証契約について、債務者の状況に応じた個別具体的な説明・記録を実施することなどを盛り込んでいる。
- 改正した監督指針は、2024年10月1日から適用となるため、改正事項の趣旨・内容について金融機関内で周知いただき、必要に応じて態勢整備に取り組んでいただきたい。また、本改正の趣旨を踏まえ、M&A支援を含めた事業者支援に一層強力に取り組んでいただきたい。

#### 4. グループ経営に関する監督・モニタリング態勢について

- 2024年8月30日に公表した2024事務年度の金融行政では、主要行等に対する監督・モニタリングや、決済・取引インフラの高度化、利用者目線に

立った金融サービスの普及といったテーマについて方針を示しているので、参照いただきたい。

- この他、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開が加速している中で、グループ経営をめぐる課題や環境変化に適切に対応し、健全なビジネス展開を可能とするとともに、金融システムの安定・信頼を継続して確保するため、金融庁において、グループ内の金融機関の監督・モニタリングを行う各部局の連携を一層強化していく。

#### 5. 大手保険会社等への顧客情報漏えいについて

- 近時、保険会社の出向者等が銀行又は銀行グループ内の保険代理店における多数の個人情報や長期にわたり外部に漏洩していた事実が確認されている。これを踏まえ、下記の対応に取り組むよう、改めて要請する。

(顧客に関する情報管理態勢)

- 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものであり、適切な管理がなされることが極めて重要である。金融機関は、顧客に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきであるという原則を踏まえ、内部管理態勢の整備を図る必要がある。特に、顧客情報へのアクセス管理の徹底や内部関係者による外部への持ち出しの防止について、出向者を含む役職員全体に対して適切な措置を図る必要がある。

(銀行グループ内の子会社等における顧客の情報管理)

- 顧客に関する情報管理態勢についてグループベースでの一体的な管理がなされるように、銀行又は銀行持株会社は責任ある役割を果たす必要がある。

#### 6. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商

品の販売状況<sup>※1</sup>を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

○ 具体的な検証のポイントは、以下の通り。

① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況<sup>※2</sup>。

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。

③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、(同ビジネスの)管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。

○ なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

## 7. 口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

○ 近年、SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対

策が急務である。

- こうした状況を踏まえ、2024年8月23日に警察庁と連名で、全国銀行協会を含めた各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した。
- 今般の要請内容は、主要行等の効果的な取組を他業態に展開する形としており、口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたる。また、その中で金融機関間の情報共有についても求めており、特に主要行等においては、先進的な対策にも意欲的に取り組んでいただくとともに、業界全体の取組を引き続きリードする形で業界内でノウハウ等を共有いただきたい。

#### 8. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

#### 9. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてき

たところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)

(内閣官房ウェブサイト)

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
  - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
  - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、当庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

#### 10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。

- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

#### 11. サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA）について

- 先般、3メガバンク以外の主要行等に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中である。
- 2024年11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※ 将来的には（2025事務年度分以降）、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容をCSSAに反映していくことを検討する。

#### 12. 海外ファンド向けファイナンスについて

- 旺盛な資金需要や主要行の努力もあり、近年、主要行の海外ファンド向けの与信残高は年々増加傾向にあり、各行とも今後も積極的に取り組んでいく方針と認識している。
- 一方で、最近も国内における金利上昇や株価の急激な変動が起きたが、国内外において経済・金融市場が大きく変化すると海外ファンドにも大きな影響が発生する可能性がある。こうした状況から、各行とも海外ファンド向け与信管理の強化が必要になっているものと認識。

- このため、2024 事務年度は、主要行における海外ファンド向けファイナンスについて、いまだ十分に認識されていない信用リスクへの影響を含め、各行のリスク管理態勢についてモニタリングを実施する。
- 具体的には、海外ファンド向けファイナンスにおける各プロダクトについて、リスク管理部署が運用実態等を包括的に把握し、潜在するリスクを含めて分析・評価する態勢が整備されているか、また、入口審査や期中管理といったプロダクトごとのリスク管理態勢が有効に機能しているか等について確認する。

### 13. 金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）の公表について

- 2024 年 9 月 10 日に、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表した。

（参考）金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ia/20240910.html>

- 本レポートは、内部監査高度化の取組推進の一助となるべく、2023 年 10 月のプログレスレポートにて公表した大手銀行グループにおける取組状況に加えて、地域金融機関や大手証券会社、大手保険会社における取組状況を多数紹介している。
- 内部監査の高度化に向けた取組は、一義的には、各金融機関の内部監査部門自らの取組の在り方によるものの、その取組には自ずと限界があり、経営陣等の取組姿勢が大きく影響する。特に経営資源の配分などでは経営陣が主体的に取り組まなければ成果は出ず、経営陣の考え方や取組姿勢について意識改革を期待している。
- 金融庁としては、今後も、2023 年 10 月公表のプログレスレポートで示した内部監査高度化のための 3 つの論点<sup>\*</sup>に基づき、金融機関に対する深度あ

るモニタリングを進めるとともに、モニタリングを通じて内部監査の高度化を促していく方針。

※3つの論点

- ①経営陣や監査委員・監査役による内部監査部門への支援
- ②内部監査部門の監査態勢高度化・監査基盤強化
- ③被監査部門に対する内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップ醸成

#### 14. 金融行政方針の公表について

- 2024年8月30日、金融庁の2024事務年度1年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については下記ウェブサイトの概要をご参照いただきたいが、金融庁として、
  - ・これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。

(参考) 金融行政方針・金融レポート

<https://www.fsa.go.jp/policy/summry.html>

- 金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

## 15. Japan Weeks について

- 国際金融センターの実現を含む資産運用立国に関する施策や、我が国の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023年に引き続き、2024年もJapan Weeks 2024として9月30日より各種イベントを関係者と協力して開催する予定。
- 2023年は、25件のイベントが開催され、金融関係者1万人以上に参加いただいたが、2024年は、2023年を大きく上回る40件以上のイベントが開催される見込み。また、その期間中に国内外の資産運用会社等による対話の場として「資産運用フォーラム」を立ち上げる予定。
- 各金融機関においては、資産運用立国に関するご意見や、「Japan Weeks」の時期に企画している関連イベントでJapan Weeks 関連イベントとして特設サイトに掲載・登録したいもの等があれば、金融庁にお寄せいただきたい。

## 16. サステナブルファイナンスの取組について

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、各金融機関には、是非関心をもっていただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に関与いただくことを期待する。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024

年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。

(参考)『「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」対話から得られた示唆』の公表について

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240705.html>

- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。各金融機関からも今後、ご意見いただきたい。

#### 17. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 2024年8月2日には、岸田総理及び8業界団体トップにご参加いただき、「J-FLEC 立上げ式」を開催した。その際、岸田総理からも、今回を第1回として「金融経済教育に関するハイレベル会合」を定期開催していく旨、発言があった。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、各金融機関においても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひ J-FLEC を活用いただきたいと考えており、こうした取組について、各金融機関から

取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

## 18. NISA について

- NISA について、2024 年 6 月末時点の NISA 口座数は約 2,428 万口座、買付額は合計約 45 兆円となった。新 NISA の開始を契機に、多くの国民の方が資産形成に関心を示されている状況が窺える。引き続き、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新 NISA 制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行っていただきたい。
- 2024 年 8 月の株価等の急変動の後、2024 年 8 月 6 日に、NISA 制度に係る周知・広報や NISA 口座を用いた取引を行う顧客に関する顧客対応を行う際の留意点について、改めて、金融庁から各金融機関に事務連絡を発出した。
- 具体的には、利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を利用者が適切に理解できるよう、引き続き、周知・広報を行っていただきたい。
  - ・利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
  - ・長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
  - ・資産形成に取り組むにあたっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。
- さらに、NISA 口座を用いた取引を行う顧客には、
  - ・顧客ニーズやリスク許容度の確認、
  - ・提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明、
  - ・販売後のフォローアップ等、

を行うなど、顧客本位の業務運営を徹底していただきたい。

- 特に、株式市場や為替市場が大きく変動する中においても利用者が安心して長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、資産形成に取り組むことのできるよう、適切な顧客対応を実施いただきたい。

#### 19. 海外出国時のNISA口座の扱いについて

- NISAは長期保有を前提とした制度であるところ、政府としては、転任の命令等のやむを得ない事由により一時的に出国する場合であれば、予め手続を行うことにより、NISA口座で保有する上場株式等につき、一定の期間、引き続き非課税の適用を受けることができる制度を整備している。
- 実際の対応状況は、特段の制限無く対応している金融機関もあれば、対象商品の範囲を限定したり、未対応の金融機関もあるなど、様々であるところ、顧客が対応状況を把握していない場合には、予期せず課税口座に払い出されることにもなりかねないため、各金融機関においては、対応状況をしっかりとウェブサイトで公表したり、口座開設時等に顧客に説明を行ったりするなど、顧客の利便性向上の観点からご対応をお願いしたい。

#### 20. 税制改正要望について

- 2024年8月30日、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下の通りとなっている。

##### 【①資産運用立国等の実現に向けた措置】

- ・NISAの利便性向上等
- ・企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- ・金融所得課税の一体化

##### 【②国際金融センターの実現に向けた措置】

- ・クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【③安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・生命保険料控除制度の拡充
- ・火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、各金融機関においても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

21. アセットオーナー・プリンシプルについて

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）が、パブリックコメントを経て、内閣官房から2024年8月28日に公表された。
- 各金融機関においては、様々なアセットオーナーとの取引等があると考えられるが、各アセットオーナーがフィデューシャリー・デューティーを果たせるよう、プリンシプルの趣旨を踏まえた支援をお願いしたい。
- また、確定給付企業年金を有する銀行等においては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れをご検討いただきたい。

(以 上)